

令和5年度 地方分権改革に関する提案事項

幼保連携型認定こども園の保育教諭等に 係る免許等の特例措置の延長

大阪府 福祉部 子ども家庭局 子育て支援課

幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格及び特例措置について

○幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等については、**幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要。**

（「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（以下「認定こども園法」）15条第1項）

特例措置（※）

※令和6年度末まで

〔認定こども園法一部改正法の施行
（平成27年4月1日）から10年間〕

28

①幼保連携型認定こども園の保育教諭等の**資格要件の緩和**（令和6年度末まで）

- ・ 幼稚園免許状・保育士資格のいずれか一方の免許状・資格のみで保育教諭等となることができる特例。

（認定こども園法附則第5条）

※幼保連携型認定こども園の保育教諭等における免許・資格併有率：全国平均92%（令和4年4月1日現在）

②幼稚園教諭免許状・保育士資格の**取得要件の緩和**（令和6年度末まで）

- ・ 免許状又は資格の一方のみを持ち、一定の勤務経験を有する者について、大学等で一定の単位を履修すること等による、もう一方の免許状・資格の取得に係る特例。

（教育職員免許法附則第18項）

※制度の詳細は次頁のとおり

幼稚園教諭免許状・保育士資格の**取得要件**の緩和について

免許・資格の併有促進（現行）

【引用】内閣府・文部科学省・厚生労働省
事務連絡（令和4年9月1日付け）

【幼稚園教諭免許状】保育士としての勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数を軽減

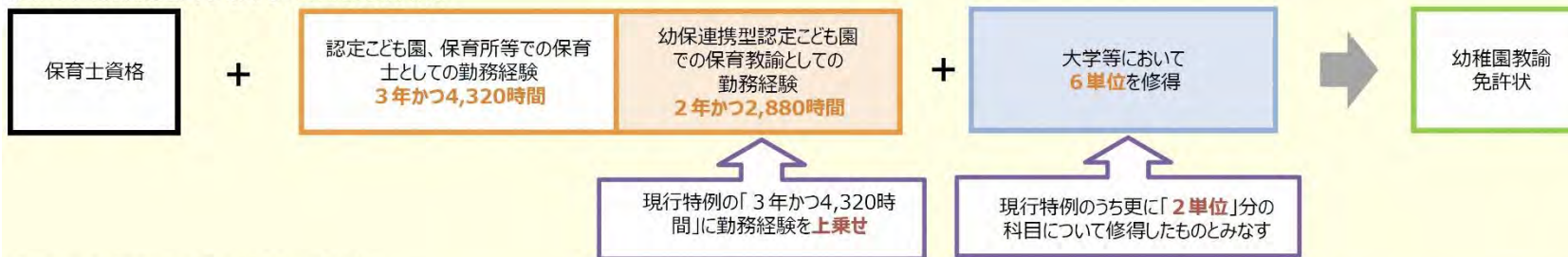


【保育士資格】幼稚園教諭としての勤務経験を評価し、保育士資格の取得に必要な単位数を軽減

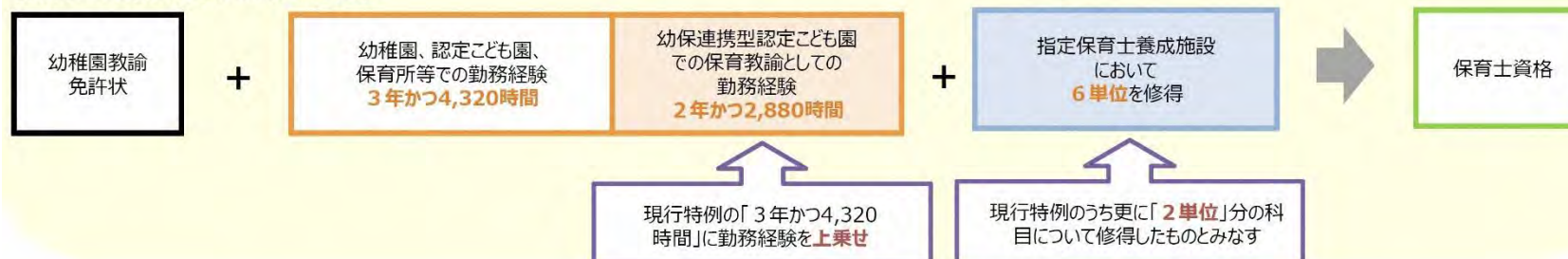


免許・資格の更なる併有促進策（令和5年4月～）

【幼稚園教諭免許状授与の更なる特例】



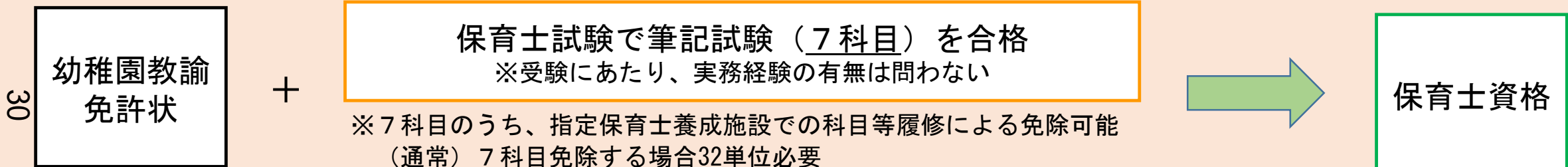
【保育士資格取得の更なる特例】



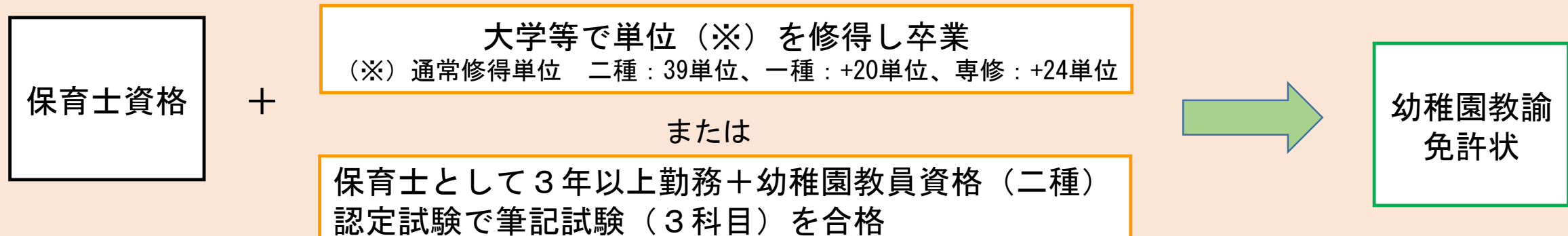
特例措置解除後に生じる支障事例について

- ・ 特例措置解除後の令和7年度以降に、新規資格取得者等の一方のみの免許・資格を有する者がもう一方の免許・資格を取得する場合、通常の制度に則り、試験に合格するか、大学等において必要な単位を取得し卒業する必要がある。

幼稚園教諭免許状取得者が新たに保育士資格を取得（通常制度）



保育士資格取得者が新たに幼稚園教諭免許状を取得（通常制度）



特例措置解除後に生じる支障事例について

保育従事者視点

- ・ 大学等における単位の取得について、特例措置が解除されることで**取得に数年を要し、施設勤務を続けながらの取得は現実的に困難**
- ・ 試験については一定の**不合格者が発生するもの**である

※令和4年度保育士試験**合格率**：全国平均**29.9%**

保育施設視点

- ・ 現状においても、幼保連携型認定こども園で勤務する者の中に一方の免許・資格のみ保有する者が8%（令和4年4月1日現在）おり、**配置基準を満たせなくなり、結果受入れ定員を下げざるを得ず、待機児童が増加する**。また、これらの者が特例措置解除後に**片方の免許・資格でも勤務可能な施設へ流れる**。

- 現在の従事者のうち、今後新しく**両免許・資格併有を希望する者が著しく減少する**
- 幼保連携型認定こども園における**職員確保に支障が生じる**
- 幼保連携型認定こども園への移行や開設を阻害・抑制する要因となる**

（参考）幼保連携型認定こども園の数（全国）

令和2年	令和3年	令和4年
5,688	6,093	6,475

※各年度4月1日現在

【引用】内閣府「認定こども園調査」

求める措置とその効果について

・本来であれば、**幼稚園教諭免許状及び保育士資格を一本化した資格を創設することが望ましい**と考えており、その方向性が示されるまでの間、当面の対応として以下の措置を求める。

求める措置

幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等について、本来、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要とされているが、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後10年間（令和6年度末まで）において設けられている**特例措置を、当分の間延長されたい**。

32

効果

これまでどおり、一方のみの免許・資格を有する者が、**もう一方の免許・資格を取得する場合の要件が軽減される**。

- 幼保連携型認定こども園における安定した人材確保が可能
- 幼保連携型認定こども園へのスムーズな移行が実現
- 待機児童の解消に資する

(参考) 関連法規

【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）】

（職員の資格）

第十五条 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この条において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録（第四項及び第四十条において単に「登録」という。）を受けた者でなければならない。

附 則 （平成二四年八月二二日法律第六六号）

（保育教諭等の資格の特例）

第五条 施行日から起算して十年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の登録を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。

【教育職員免許法】

附 則

18 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大学士の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対して教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、認定こども園法一部改正法の施行の日から起算して十年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものとする。